



補聴器の購入費を 助成します

助成額

25,000円

ただし、50,000円以上の補聴器を
購入した場合に限ります。



対象者

申請日時点で
1～5の要件を全て満たしている方

- 1 出雲市内に居住し、
住民登録があること
- 2 **18歳以上**であること
- 3 **住民税非課税世帯**または
生活保護受給世帯であること
- 4 身体障がい者手帳(聴覚障がい)の
交付対象でないこと
- 5 身体障がい者手帳指定医により
補聴器の使用が必要であるとの
意見書があること

ご注意

次の場合は、助成することができません

- ・本事業の助成決定前に補聴器を購入した場合
- ・50,000円未満の補聴器を購入した場合
- ・集音器、助聴器、補聴器付属品のみを購入した場合
- ・認定補聴器専門店以外の販売店で購入した場合
- ・過去5年以内に補聴器の購入費助成を受けた場合

手続きの流れ

- 1 市窓口で要件を満たしているか
確認する
18歳から64歳の方は福祉推進課、
65歳以上の方は高齢者福祉課にご確認
ください。
(各行政センターでも確認できます。)
- 2 身体障がい者手帳指定医
(聴覚障がい)を受診する
意見書(指定様式)の交付を受けてください。
※意見書作成にかかる費用は自己負担となります。
- 3 市窓口で補聴器購入費助成の
申請をする
意見書(指定様式)をご提出ください。
申請書は窓口でお渡しします。
その際に、補聴器を購入される販売店をお伺
いします。
※認定補聴器専門店のみに限ります。
- 4 市から「助成決定通知書」が届く
- 5 補聴器を購入する
「助成決定通知書」を持って、認定補聴器専門
店で補聴器を購入してください。
(販売店へのお支払額は25,000円を差し引
いた額となります。)



健康福祉部 福祉推進課

高齢者福祉課

電話 21-6961 FAX 21-6598
メールアドレス: fukushi@city.izumo.shimane.jp

電話 21-6967 FAX 21-6974
メールアドレス: kourei@city.izumo.shimane.jp

